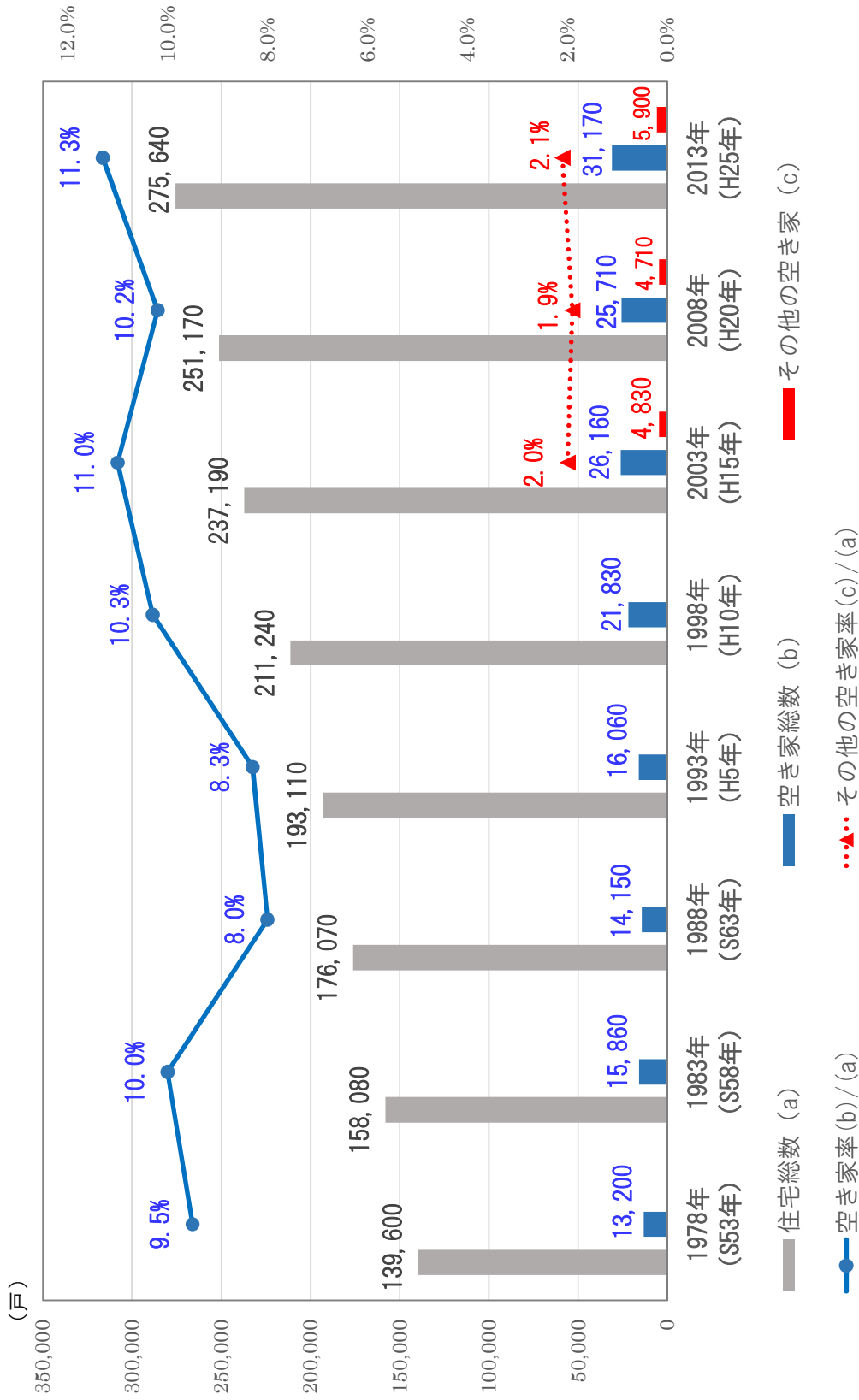


川口市の住宅総数・空き家数（率）・その他の空き家数（率）の推移



● 総務省「住宅・土地統計調査」による。
 ● 「その他の空き家」とは、二次的住宅（賃貸用、売却用を除く空き家等）
 ● 例えは、転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅など（空き家の区分の判断が困難な住宅を含む）

① 二次的住宅：別荘（週末や休暇時に避暑・避寒などの目的で使用される住宅で、ふだんは人が住んでいない住宅）
 ● その他の空き家：残業で遅くなったときに寝泊まりしている人がある住宅
 ② 賃貸用の住宅：新築・中古を問わず、賃貸のために空き家になっている住宅
 ③ 売却用の住宅：新築・中古を問わず、売却のために空き家になっている住宅